

令和4年度

予備自衛官補採用要項 (技能公募)



1 受付期間

- (1) 第1回：令和4年1月6日(木)から令和4年4月8日(金)まで(締切日必着)
 - (2) 第2回：令和4年6月1日(水)から令和4年9月16日(金)まで(同上)
- 第1回で採用予定数に達した場合、第2回は実施しない場合があります。
なお、一般公募との併願は可能ですが採用に当たっては、一般と技能のどちらか一方での採用となります。

2 採用予定数(参考 令和3年度)

(1) 陸上自衛隊

北海道	東北	関東・甲信越(注)	東海・北陸・近畿・中国・四国	九州
北部方面隊管内	東北方面隊管内	東部方面隊管内	中部方面隊管内	西部方面隊管内
約20名	約20名	約80名	約60名	約20名

注：静岡県は関東・甲信越に含み、東海には含まれません。

(2) 海上自衛隊

約20名

※ 陸上自衛隊及び海上自衛隊ともに第1回と第2回を合わせた採用予定数です。
なお、令和4年度の採用予定数につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

3 受験資格

- (1) 18歳以上で次の表の国家免許資格等を有する者(現に常勤の隊員、短時間勤務の官職を占める隊員、予備自衛官及び即応予備自衛官である者を除く。)

区分	技術区分	国家免許資格等(注1)	年齢	
予備自衛官補(技能) (海上予備自衛官補(技能)を除く。)	衛生	甲 (注2)	医師及び歯科医師(経験年数12年以上)	36歳以上 55歳未満
			薬剤師(経験年数16年以上)、臨床心理士(経験年数16年以上)	55歳未満
			医師及び歯科医師(経験年数12年未満)、薬剤師(経験年数16年未満)、臨床心理士(経験年数16年未満)、公認心理師	54歳未満
		乙 (注3)	理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、看護師、救急救命士(准看護師の資格を併せて保有する者)、栄養士、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士(歯科医師免許保有者は、衛生・乙(歯科技工士)の受験資格があります。)	
	語学	英語	外国語短期大学等以上卒業業者(注4)(当該語学の専攻学科卒業者に限る。)又は実用英語技能検定(英検)試験準1級以上若しくはこれと同等以上の能力(注5)を有する者	53歳未満
		ロシア語	外国語短期大学等以上卒業業者(注4)(当該語学の専攻学科卒業者に限る。)又はこれと同等以上の能力(注5)を有する者	
		中国語		
		韓国語		
		アラビア語		
		フランス語		
	整備	1級大型又は小型自動車整備士、1級又は2級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士		
	システム防護(サイバー)	甲 (注2)	CISSP、SSCP、情報処理安全確保支援士等(注6)	54歳未満
		乙 (注3)	CSSLP、CompTIA(CASP、CySA+、Pentest+)等(注6)	
	情報処理	基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、情報処理安全確保支援士、システム監査技術者等と同等の資格(注7)又は技能を有する者(注6)		
通信	第1級総合無線通信士、第2級総合無線通信士、第3級総合無線通信士、第1級陸上無線技術士、第2級陸上無線技術士、A I第1種工事担任者、アナログ第1種工事担任者、DD第1種工事担任者、デジタル第1種工事担任者、A I・DD総合種工事担任者、アナログ・デジタル総合種工事担任者	53歳未満		
電気	第1種、第2種又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者			
建設	1級又は2級建築士、測量士、測量士補、1級又は2級建設機械施工技士、1級又は2級建築施工管理技士、1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級管工事施工管理技士、木造建築士			
放射線管理	第1種又は第2種放射線取扱主任者			
法務(注2)		弁護士(経験年数12年以上)、司法書士(経験年数16年以上)	55歳未満	
		弁護士(経験年数12年未満)、司法書士(経験年数16年未満)	54歳未満	
人事	遺体衛生保全士(エンバーマー)(注8)、納棺師(注9)、保育士	53歳未満		
海上予備自衛官補(技能)	船舶	甲 (注2)	1級海技士(航海)(経験年数12年以上の者)	35歳以上 55歳未満
			1級海技士(機関)(経験年数12年以上の者)	55歳未満
			1級海技士(航海)(経験年数12年未満の者)、1級海技士(機関)(経験年数12年未満の者)、2級海技士(航海)、2級海技士(機関)、3級海技士(航海)、3級海技士(機関)	54歳未満
	乙 (注3)		4級海技士(航海)(経験年数18年以上の者)、4級海技士(機関)(経験年数18年以上の者)	54歳未満
			5級海技士(航海)(経験年数19年以上の者)、5級海技士(機関)(経験年数19年以上の者)	53歳未満

注1：国家免許資格等は志願書類の提出までに取得している必要があります。
 注2：衛生甲、システム防護(サイバー)甲、法務、船舶甲は、予備自衛官任用時に幹部等の階級に指定される者です。
 注3：衛生乙、システム防護(サイバー)乙、船舶乙は、予備自衛官任用時に曹の階級に指定される者です。
 注4：外国における短期大学等の卒業業者を含む。
 注5：国際連合公用語英語検定A級以上、ロシア語能力検定試験2級以上、実用中国語技能検定試験3級以上、韓国語能力評価試験4級以上、実用アラビア語検定試験3級以上、実用フランス語検定技能試験2級以上、外国語としてのポルトガル語検定試験上級以上、スペイン語技能検定3級以上、通訳技能検定試験、通訳案内士試験合格者
 注6：細部受験資格については、自衛官募集ホームページ等でご確認ください。
 注7：国内外の機関(CompTIA、(ISC)²、SANS、ISACA、EC-Council)が認定する資格を保有している者
 注8：日本遺体衛生保全協会が認定する資格を保有している者
 注9：日本納棺師技能協会等が認定する資格を保有している者

- (2) 自衛官であった者は、自衛官であった期間が1年未満である者(自衛官候補生から引き続き自衛官となった者であっては、当該自衛官候補生としての勤務期間と自衛官としての勤務期間とを通算した期間が1年未満の者)
- (3) 年齢の計算期日
 ア 第1回：令和4年7月1日(金)
 イ 第2回：令和4年12月18日(日)
- (4) 経験年数の計算期日
 ア 予備自衛官補(技能)
 国家免許資格等の取得後の年数(保有している免許資格等に係る業務に従事しなかった年月数、免許取消処分、停止処分を受けていた年月数を除く。)
 イ 海上予備自衛官補(技能)
 船員として勤務した年数(予備船員であった年月数を除く。)
- (5) この試験を受けられない者
 ア 日本国籍を有しない者
 イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員になることができない者
 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 ○ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

4 試 験

- (1) 試験期日
 ア 第1回：令和4年4月11日(月)から4月17日(日)
 イ 第2回：令和4年9月25日(日)から10月10日(月)
 (いずれか1日を指定されます。)
- (2) 試験場
 ア 予備自衛官補(技能)(海上予備自衛官補(技能)を除く。)
 各方面隊管内別に全国の主要都市等で実施します(受付時又は自衛隊受験票交付時にお知らせします。)
 イ 海上予備自衛官補(技能)
 大湊、横須賀、舞鶴、呉、佐世保の各地方隊警備区内で実施します(受付時又は自衛隊受験票交付時にお知らせします。)
- (3) 試験種目及び内容

試験種目	試験内容
筆記試験	小論文 ※
口述試験	個別面接
適性検査	予備自衛官補としての適性を判定する検査 ※
身体検査	身体検査の合格基準による。

※筆記試験及び適性検査はWEBでの受験が可能ですが、詳細は各自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

主な身体検査の合格基準(注1)

検査項目	基 準	
	男 子	女 子
身長	150cm以上のもの	140cm以上のもの
体重	身長と均衡を保っているもの(注2)	
視力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの	
色覚	色盲又は強度の色弱でないもの	
聴力	正常なもの	
歯	多数のう歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他 (尿検査) (胸部X線検査等) (注3)	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患に関わる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往(服薬なしで発作が過去5年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要)等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴のないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・膈ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注4)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障を来す疾患(重篤な症状を来す可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ(重要なお知らせ)に掲載しておりますので、ご確認ください。

注2：「身長と均衡を保っているもの」の基準については合格基準表(7ページ)のとおり。

注3：「既往歴」「手術歴」や身体不安等のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。故意に事実と異なる申告をした場合は、受験時に合格であっても判明した時点で不合格となることがあります。

注4：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

※ 身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

- (4) その他
 試験に併せて薬物使用検査を実施します。

5 受験手続

(1) 志願書類の請求

志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において取り扱っています。

志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。その際、「予備自衛官補(技能公募)志願書類」の請求であることを明記してください。

自衛官募集ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsd/f/jieikanbosyu/>)から志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。

項目	内容	必要数
志願票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。(上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部
国家免許資格等	国家免許資格等の写し	1部
証明書	大学・短期大学又は高等専門学校卒業証明書(語学要員のみの)、船員手帳記載事項証明書(船舶要員のみの)。	1部
返信用封筒(長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注2)。	1部

注1：写真は「志願票」及び「自衛隊受験票」用で2枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

注2：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になっても自衛隊受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部に必ずお問い合わせください。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときには、速やかに最寄りの又は志願書類提出先の自衛隊地方協力本部に連絡してください。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1回：令和4年5月31日(火)

イ 第2回：令和4年11月9日(水)

(2) 合格者は、自衛隊地方協力本部ホームページ及び自衛官募集ホームページに掲載するとともに合格者に対しては、本人宛に採用候補者名簿記載通知書及び採用に関する意向調査書を送付します。

なお、不合格者については通知しません。

採用候補者名簿通知書等は、送付事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、できるだけ自衛隊地方協力本部ホームページ等で確認してください。採用候補者名簿通知書等が発表の日から5日経過しても到着しない場合には、至急志願書類を提出した自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

(3) 合否の理由等に関する照会には原則応じられません。

注：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)に基づく保有個人情報の開示請求は除く。

7 合格者の取扱い

合格者は採用候補者となり、名簿に記載されます。意向調査において採用に応諾された者のうち、上位者から順次採用予定者となり、第1回採用予定者は令和4年7月1日(金)、第2回採用予定者は令和4年12月18日(日)に予備自衛官補として採用されます。

※ 一般公募との併願者は、意向調査時に一般と技能のどちらか一方を選択することになります。

8 その他

(1) 受験のための交通費及び宿泊費は、各自の負担になります。

(2) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

予備自衛官補として採用されると

1 教育訓練

(1) 目的

予備自衛官としての資質を養うとともに、専門技能を活用した予備自衛官として必要な知識及び技能を修得します。

(2) 教育訓練日数

2年以内に10日の教育訓練を受けます。

(3) 実施要領

ア 予備自衛官補(技能)(海上予備自衛官補(技能)を除く。)

- ◆ 全般 教育訓練を2段階に区分し、それぞれ5日間の教育訓練(技1・2)を設定
技1から技2タイプへ順次に履修
- ◆ 各段階 第1段階：最も初歩的な識能を付与する段階
第2段階：専門技能を発揮するために必要な識能を付与する段階

※ 具体的な教育訓練要領は、最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

段 階	第1段階(5日)	第2段階(5日)
タイプ	技 1	技 2
課 目	精神教育・サービス・体育	
	基本教練	武器訓練及び射撃
	野 外 勤 務	
	特殊武器防護・野外衛生等	職 務 訓 練

イ 海上予備自衛官補(技能)

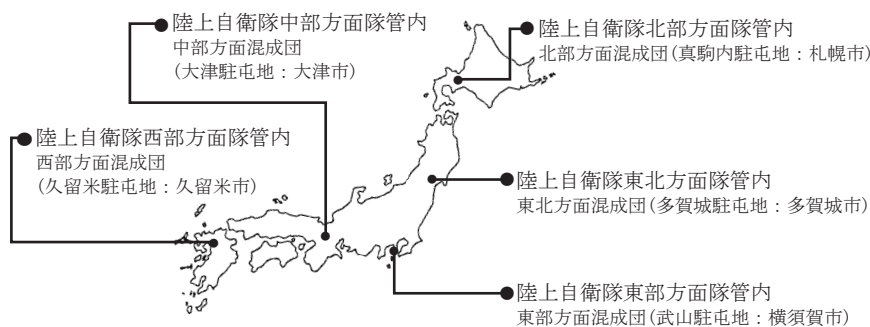
教育訓練は、第1回、第2回(各5日)に分けて、下記の課目について実施します。

※ 具体的な教育訓練要領は、最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

	第1回(5日)	第2回(5日)
課 目	訓 育	職 務 訓 練
	基本教練	
	勤 務 一 般 等	
	国 際 法 等	

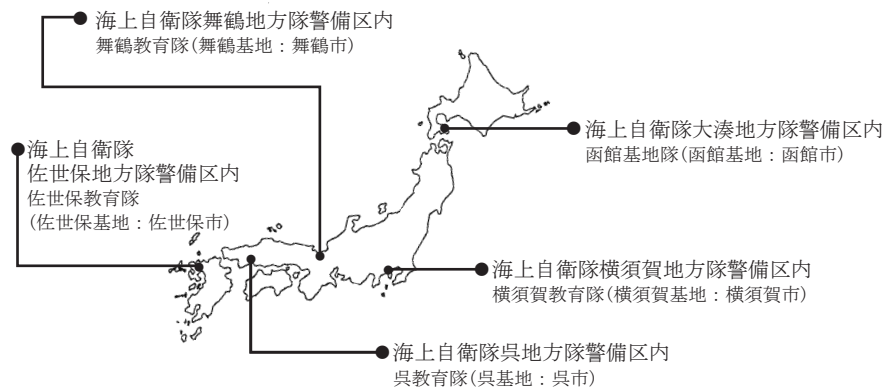
(4) 教育訓練を担当する部隊及び実施場所

ア 予備自衛官補(技能)(陸上自衛隊)



	教育部隊	駐屯地	所在地	電話番号
北部方面隊管内	北部方面混成団	真駒内	北海道札幌市南区真駒内17	011(581)3191
東北方面隊管内	東北方面混成団	多賀城	宮城県多賀城市丸山2-1-1	022(365)2121
東部方面隊管内	東部方面混成団	武 山	神奈川県横須賀市御幸浜1-1	0468(56)1291
中部方面隊管内	中部方面混成団	大 津	滋賀県大津市際川1-1-1	077(523)0034
西部方面隊管内	西部方面混成団	久留米	福岡県久留米市国分町100	0942(43)5391

イ 予備自衛官補(技能)(海上自衛隊)



	教育部隊	基地	所在地	電話番号
大湊地方隊警備区内	函館基地隊	函館	北海道函館市大町10-3	0138(23)4241
横須賀地方隊警備区内	横須賀教育隊	横須賀	神奈川県横須賀市御幸浜1-1	046(856)2152
舞鶴地方隊警備区内	舞鶴教育隊	舞鶴	京都府舞鶴市泉源寺175-2	0773(62)2271
呉地方隊警備区内	呉教育隊	呉	広島県呉市幸町1-1	0823(22)0906
佐世保地方隊警備区内	佐世保教育隊	佐世保	長崎県佐世保市崎辺町無番地	0956(32)1121

2 待遇等

(1) 身分

非常勤の特別職国家公務員

(2) 手当等

教育訓練招集手当：日額8,500円(教育訓練参加日数分支給) ※ 手当は課税対象になります。

教育訓練招集旅費：教育訓練招集に応じて、教育訓練に参加する場合、自宅から教育訓練実施駐屯地(基地)までの交通費が支給されます。

(3) 衣食住

ア 食事：教育訓練招集間は無料支給されます。

イ 宿泊：教育訓練招集間は駐屯地(基地)内の定められた宿舎に宿泊(無料)することとなります。

ウ 被服等：教育訓練で使用する作業服等は無償貸与されます。

3 健康管理・災害補償

(1) 健康管理

教育訓練招集間は、自衛隊内の医務室や自衛隊病院等の利用が可能となります。

(2) 災害補償

教育訓練招集中の公務上の災害については、自衛官と同様の補償が受けられます。

予備自衛官に任官すると

1 予備自衛官の概要

予備自衛官は、非常勤の特別職国家公務員として、普段はそれぞれの職業に従事しながら、訓練招集命令により出頭し、予備自衛官として必要な知識・技能を維持するため年間5日間の訓練を受けます。

防衛出動時等において必要があると認める場合には、防衛招集命令又は国民保護等招集命令により出頭し、自衛官となって、後方の警備や後方支援又は国民の保護のための措置等の任務にあたります。また、災害時において特に必要と認められる場合には、災害招集命令により出頭し、自衛官となって災害救助活動等に従事します。

2 予備自衛官補から予備自衛官への任用

10日間の教育訓練を修了した者は修了の翌日に予備自衛官として任用されます。また、予備自衛官への任用の日をもって保有する特殊又は高度の技能及び知識に対応する階級を指定されます。勤務期間は3年を1任期として任用され、引き続き希望する者は、選考により3年を任期として継続任用されます。

3 予備自衛官の処遇等

項 目		内 容
身 分		非常勤の特別職国家公務員
手当等	予備自衛官手当	月額4,000円(予備自衛官として任用期間中支給)※
	訓練招集手当	日額8,100円(訓練招集参加日数分支給)※
	訓練招集旅費	訓練招集に応じて訓練に参加する場合、自宅から訓練実施駐屯地(基地)までの交通費が支給されます。
衣食住	被服等	訓練招集で使用する被服等は無償貸与されます。
	食 事	訓練招集間は無料支給されます。
	宿 泊	訓練招集間は駐屯地(基地)内の定められた宿舎に宿泊(無料)することになります。
健康管理		訓練招集中は、自衛隊内の医務室や自衛隊病院等の利用が可能となります。
災害補償		訓練招集中の公務上の災害については、自衛官と同様の補償が受けられます。

※ 手当は課税対象になります。

4 予備自衛官の招集訓練

予備自衛官の招集訓練は、5日間連続して実施する訓練(5日間訓練)を基本として行っています。

◆ 招集訓練の概要

5日間訓練	部隊等で、精神教育、武器訓練、体育訓練等のほか職種訓練が部隊の特性に応じ行われます。
-------	--

5 防衛招集等

予備自衛官は、防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令により招集され、出頭した日をもって自衛官となります。

(1) 防衛招集

防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、必要と認めるときには、閣議決定を経て、防衛大臣から予備自衛官に対し防衛招集命令が発せられます。

(2) 国民保護等招集

国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置(いずれも治安の維持に係るものを除く。)のため必要があると認めるときには、閣議決定を経て、防衛大臣から予備自衛官に対し国民保護等招集命令が発せられます。

(3) 災害招集

災害が発生し、特に必要があると認める場合は、閣議決定を経て、防衛大臣から予備自衛官に対し災害招集命令が発せられます。

■ 合格基準表

男子

身長	体重	体重超過の判定基準
cm	kg以上	kg以上
150.0～	44	65
152.0～	45	67
155.0～	47	69
158.0～	47.5	71.5
161.0～	48	74
164.0～	49	76.5
167.0～	50	79
170.0～	52	81.5
173.0～	54	84
176.0～	56	86.5
179.0～	58	89
182.0～	60	91.5
185.0～	62	94
188.0～	64	96.5
191.0～	66	99

女子

身長	体重	体重超過の判定基準
cm	kg以上	kg以上
140.0～	38	52
142.0～	39	53
145.0～	40	55
148.0～	42	57
150.0～	43	58
152.0～	43.5	59.5
155.0～	44	62
158.0～	44.5	64.5
161.0～	45	67
164.0～	46	69.5
167.0～	47.5	72
170.0～	49	74.5
173.0～	51	77
176.0～	53	79.5
179.0～	55	82
182.0～	57	85
185.0～	59	88
188.0～	61	91
191.0～	63	94

■ 志願票・自衛隊受験票記入例

予備自衛官補 志願票

予補

①	氏名	防衛 一郎	性別	女	写真	地方協力本部 受験番号
②	生年月日	昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	年齢	満 〇〇 歳	写真	年月日
③	職業	〇〇〇	職業	〇〇〇	写真	指定試験場
④	志願区分	一般・技能(陸上・海上)	志願区分	一般・技能(陸上・海上)	写真	
⑤	技術区分等	予備自衛官補(技能)のみ記入 技術区分 衛生 〇〇〇	技術区分等	衛生 〇〇〇	写真	
⑥	現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇	現住所	〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇	写真	
⑦	家族等連絡先	防衛 太郎	家族等連絡先	防衛 太郎	写真	
⑧	応募資格に該当する学歴	予備自衛官補(技能)で技術区分「語学」を志願する者のみ記入	応募資格に該当する学歴	予備自衛官補(技能)で技術区分「衛生甲」、「法務」、「語学」又は「船舶甲」、「船舶乙」を志願する者のみ記入	写真	
⑨	職歴	〇〇内科 〇〇科	職歴	〇〇内科 〇〇科	写真	
⑩	自衛官経験者記入欄		自衛官経験者記入欄		写真	

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

- 「氏名」：戸籍に記載されているとおり正確に記入
- 「生年月日」：年齢は1ページ3の受験資格の年齢及び経験年数の計算期日現在の年齢を記入
- 「職業」：「大学生」、「大学院生」、「専門学校生」、「会社員」、「無職」等と記入
- 「志願区分」：技能(陸上・海上)の中から1つを選択し、○で囲む。
- 「技術区分等」：受験種目資格に応じて記入 ※1ページ3の受験資格を確認のうえ記入
- 「現住所」：志願者本人の現住所を都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入。また、電話番号(携帯可)も志願者本人と直接連絡が取れるものを記入なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。
- 「家族等連絡先」：志願者本人と連絡が取れない場合に代理となる方の氏名、続柄、住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)及び電話番号を記入。ただし、住所が現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入。また、代理となる方がいない場合は空欄可
- 「応募資格に該当する学歴」：予備自衛官補(技能)で技術区分「語学」を志願する者のみ記入
- 「職歴」：予備自衛官補(技能)で技術区分「衛生甲」、「法務」、「語学」又は「船舶甲」、「船舶乙」を志願する者のみ記入
- 「自衛官経験者記入欄」：採用、退職欄にそれぞれ記入

注：志願票に書ききれない項目がある場合は、別用紙に記載して、併せて提出してください。

注：志願票については変更になる可能性があります。詳細については最寄りの自衛隊地方協力本部で確認してください。

注：年月日については和暦で記入

注：写真(志願票及び自衛隊受験票用)：本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

<自衛隊法第38条第1項>

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注：記入上の注意	1 書又は墨インク(ボールペン可)で本人が楷書ではっきりと記入してください。	出票所等
2 右上の二重線内の「受付・指定試験場」欄には記入しないでください。		広報官等氏階級
3 記入欄が足りないときは、追加の用紙をつけて記入してください。		
4 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。		
注欄は記入しないでください。		
自衛隊受験票		注
応募種別	一般幹部候補生「大卒程度・院卒者」、航空学生、一般曹候補生、医科・歯科幹部自衛官、技術海上幹部、技術航空幹部、技術海曹、技術空曹、防衛大学校学生「推薦・総合選抜・一般」、防衛医科大学校学生「医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)」、陸上自衛隊高等工科学校生徒「推薦・一般」、自衛官候補生、(予備自衛官補)一般・技能(陸上)・技能(海上)」その他()	写真 (志願票と同じものを貼り付ける) 縦4×横3cm
受験番号	注	
ふりがな氏名	ぼうえい いちろう 防衛 一郎	
試験場	注	
試験日時	注	
注：1 応募種別、氏名欄のみ記入、応募種別は該当を○で囲むこと。 2 一般幹部候補生志願者は、大卒程度・院卒者の区分を○で囲むこと。 3 防衛大学校学生志願者は、推薦・総合選抜・一般の区分を○で囲むこと。 4 防衛医科大学校学生志願者は、医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)の区分を○で囲むこと。 5 陸上自衛隊高等工科学校生徒志願者は、推薦・一般の区分を○で囲むこと。 6 予備自衛官補志願者は、一般・技能(陸上)・技能(海上)の区分を○で囲むこと。		

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	URL
札幌 函館 旭川 帯広	060-8542 042-0934 070-0902 080-0024	札幌市中央区北4条西15丁目1 函館市広野町6-25 旭川市春光町国有無番地 帯広市西14条南14丁目4	011(631)5472 0138(53)6241 0166(51)6055 0155(23)5882	https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/ https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/ https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/ https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	030-0861 020-0023 983-0842 010-0951 990-0041 960-8162	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F 仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F 秋田市山王4丁目3-34 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F 福島市南町86	017(776)1594 019(623)3236 022(295)2612 018(823)5404 023(622)0712 024(546)1920	https://www.mod.go.jp/pco/aomori/ https://www.mod.go.jp/pco/iwate/ https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/ https://www.mod.go.jp/pco/akita/ https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/ https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡	310-0011 320-0043 371-0805 330-0061 263-0021 162-8850 231-0023 950-8627 400-0031 380-0846 420-0821	水戸市三の丸3丁目11-9 宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F 前橋市南町3丁目64-12 さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F 千葉市稲毛区轟町1丁目1-17 新宿区市谷本村町10番1号 横浜市中区山下町253-2 新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F 静岡市葵区柚木366	029(231)3315 028(634)3385 027(221)4471 048(831)6043 043(251)7151 03(3260)0543 045(662)9429 025(285)0515 055(253)1591 026(233)2108 054(261)3151	https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/ https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/ https://www.mod.go.jp/pco/gunma/ https://www.mod.go.jp/pco/saitama/ https://www.mod.go.jp/pco/chiba/ https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/ https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/ https://www.mod.go.jp/pco/niiigata/ https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/ https://www.mod.go.jp/pco/nagano/ https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/
富山 石川 福井 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	930-0856 921-8506 910-0019 502-0817 454-0003 514-0003 520-0044 604-8482 540-0008 651-0073 630-8301 640-8287 680-0845 690-0841 700-8517 730-0012 753-0092 770-0941 760-0019 790-0003 780-0061	富山市牛島新町6-24 金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F 岐阜市長良福光2675-3 名古屋市中川区松重町3-41 津市桜橋1丁目91 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F 京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F 大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F 奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F 和歌山市築港1丁目14-6 鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F 山口市八幡馬場814 徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F 松山市三番町8丁目352-1 高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	076(441)3271 076(291)6250 0776(23)1910 058(232)3127 052(331)6266 059(225)0531 077(524)6446 075(803)0820 06(6942)0715 078(261)8600 0742(23)7001 073(422)5116 0857(23)2251 0852(21)0015 086(226)0361 082(221)2957 083(922)2325 088(623)2220 087(823)9206 089(941)8381 088(822)6128	https://www.mod.go.jp/pco/toyama/ https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/ https://www.mod.go.jp/pco/fukui/ https://www.mod.go.jp/pco/gifu/ https://www.mod.go.jp/pco/aichi/ https://www.mod.go.jp/pco/mie/ https://www.mod.go.jp/pco/shiga/ https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/ https://www.mod.go.jp/pco/osaka/ https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/ https://www.mod.go.jp/pco/nara/ https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/ https://www.mod.go.jp/pco/tottori/ https://www.mod.go.jp/pco/shimane/ https://www.mod.go.jp/pco/okayama/ https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/ https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/ https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/ https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/ https://www.mod.go.jp/pco/ehime/ https://www.mod.go.jp/pco/kochi/
福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	812-0878 840-0047 850-0862 870-0016 860-0047 880-0901 890-8541 900-0016	福岡市博多区竹丘町1丁目12番 佐賀市与賀町2-18 長崎市出島町2-25 防衛省長崎合同庁舎 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F 宮崎市東大湊2丁目1-39 鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F 那覇市前島3丁目24-3-1	092(584)1881 0952(24)2291 095(826)8844 097(536)6271 096(297)2051 0985(53)2643 099(253)8920 098(866)5457	https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/ https://www.mod.go.jp/pco/saga/ https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/ https://www.mod.go.jp/pco/oita/ https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/ https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/ https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/ https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/

< 自衛官募集ホームページ >

< 自衛官募集ツイッター >



● お問合せは、下記自衛隊地方協力本部へ。